

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成18年度実施計画

平成18年6月
経済産業省

1. はじめに

特許審査迅速化については、2004年5月、「知的財産推進計画2004」において、審査順番待ち期間を「最終的にはゼロとする」ことを目指して、「ピークを迎える5年後（中期目標（2008年））においても20ヶ月台に留めるとともに、10年後（長期目標（2013年））には、世界最高水準である11ヶ月を達成」することが定められた。また同時に、同計画では、この目標を達成するための毎年度の実施計画を策定することとされており、これを受け、特許庁では、平成16年度実施計画及び平成17年度実施計画を策定し、審査体制の強化やアウトソーシングの拡充等の審査処理の促進（OUT対策）、料金体系や実用新案制度の改正等の出願・審査請求構造の適正化（IN対策）等の総合施策の実施に努めてきたところである。また、予想を上回る審査請求件数の増加に対処し、推進計画に定められた中・長期目標の達成を確実にするために、昨年12月に二階経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を立ち上げ、本年1月に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を策定した。

知的財産立国の早期実現に向け、引き続き特許審査迅速化を確実に実行していくため、17年度の実施計画の達成状況及び「知的財産推進計画2006」並びに「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を踏まえつつ、18年度の実施計画を定めることとする。

2. 目標

近年、審査請求件数が一次審査件数を上回る状態が続いていることによる審査順番待ち案件の増大（平成13年当初から平成17年末までの5年間で約32万件増加）、技術の複雑化・高度化や一出願当たりの発明（請求項）の数の増加（同約1割増加）に伴う審査負担の増大、特許協力条約に基づき一定期間内に作成すべき国際調査報告書の件数の急増（同約2.8倍）等の要因により、審査環境がますます厳しくなっている。

加えて、平成13年10月に審査請求期間を7年から3年に短縮したことに伴い、2004年10月以降、従来の審査請求期間7年の出願に加え、審査請求期間3年の出願が審査請求期間の満了を迎えたことにより審査請求件数が増加し、当面、審査順番待ち案件の増加が避けられない状況となっている。

このように、審査順番待ち案件の増加に伴い、当面審査順番待ち期間の更なる長期化が避けられない状況にある中で、上記の中・長期目標を達成するためには、可能な限りの施策を早期かつ確実に実施することが不可欠である。

中・長期目標達成に向けた3年目である今年度においても、審査官の大幅な増員等による審査体制の強化、先行技術調査の外注の拡大等による審査効率の向上を始めとする以下の施策を積極的に展開していくことにより、国際調査報告書の作成件数の動向にもよるが、基本的に、特許出願の一次審査を昨年度を上回る29万6千件以上（昨年度約24万5千件）行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を28ヶ月以内（昨年度約25.7ヶ月）にとどめることを目指す。

3. 具体的取組

（1）審査体制の強化

①審査官の大幅な増員

平成20年までの5年間で500人の任期付審査官の確保を目指し、3年目である今年度も、昨年度同様98人を増員し、これにより、通常審査官を含め、平成17年度と比較し110人と大幅に増員したところである。

18年度においても、任期付審査官が即戦力として機能できるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「情報・研修館」という。）における集中的な研修やOJTを通じて、審査実務能力の早期育成に努める。

また、19年度においても、通常審査官に加え、今年度と同様に必要な任期付審査官の十分な確保が図られるように努める。

②審査官の重点配置

限られた審査体制の中で最大限の効果を確保するため、技術分野の社会的重要性、現在の特許審査順番待ち件数、今後の出願・審査請求動向の見通し、先行技術調査の外注状況等を踏まえて、審査官を必要な分野に重点的に配置する。

③専門補助職員の活用

技術的専門性を備えた人材を専門補助職員として所要の人員を確保し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等、審査官の補助として活用する。

④ニーズに応じた柔軟な審査の充実

特に緊急に権利化することを必要とする実施関連出願や外国関連出願、中小企業による出願等について、出願人からの早期審査の要請に応じ、一次審査結果を原則9ヶ月以内に発送する。また、近年急増している国際特許出願に必要な国際調査報告の作成について、引き続き条約で定められた所定期限内に行う。

（2）審査効率の向上

① 特許審査の迅速化・効率化のためのサポートを強化

審査に係るシステムの稼働時間の延長、審査官の周辺業務の合理化による実質的な審査時間の拡大など、特許審査の迅速化・効率化のためのサポートを強化する。

② 先行技術調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

先行技術調査の外注について、登録調査機関の受容能力に応じ、極力4千件以上の拡大(19万1千件)を図るとともに、審査効率の高い対話型外注についても4千件以上の拡大(15万2千件)を図る。

③ 登録調査機関制度の円滑な運用

登録調査機関への更なる参入を図るため、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知や説明会を実施するとともに、情報・研修館における登録調査機関の調査業務実施者育成研修(登録調査機関調査業務実施者になるための法定研修)の研修体制の整備を図り、18年中に少なくとも1機関の参入を目指す。

さらに、平成19年度の先行技術調査の外注予定件数を早期に公表することにより、各登録調査機関の受容能力の拡大を促進する。

(3) 出願・審査請求に関する取組

① 産業界との官民一体となった取組

出願上位企業を中心に、延べ250社以上の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行うことにより、個々の業種・業態の状況に応じ、戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の厳選について協力要請を行う。特に、出願内容が世界的に公開されることを踏まえて、海外にも出願する割合を全産業平均で3割以上にまで拡大すること、特許査定となる率を欧米並(55～60%)に引き上げるため、自社内外の能力を活用し十分な先行技術調査を行うことによって、特許とならない審査請求の比率を2割削減すること、特許の可否の見込みについて弁理士の助言を聴取することなどを促す。

また、知的財産戦略を事業戦略及び研究開発戦略とともに三位一体で推進するための社内体制を整備するとともに、知的財産活動の意志決定に経営の観点から企画立案し、実行していくため、知的財産戦略に一元的に責任を有する者(CIPO・CPO)の設置、企業の出願・請求構造の改革のための具体的取組の目標設定、行動計画の策定・知的財産報告書、知的資産経営報告書等を活用した戦略的な開示を通じて、企業が知的財産重視の経営戦略を推進するよう促す。

こうした取組を促進するにあたり、我が国企業における特許戦略の在り方や、特許に係る課題について懇談する場として「特許戦略懇談会(仮称)」を開催する。

② 日本弁理士会に対する協力要請

日本弁理士会に対して、弁理士が出願人に対して先行技術調査手法を指導すること、出願

書類における先行技術情報の開示を徹底すること、出願人の出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行うこと、出願後においても権利化の必要性を踏まえた見直しについて適切な助言を行うこと、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどについて、協力を要請する。

また、明細書等の出願書類を作成するに当たり、技術的に簡単、明確な文言を用いて明確かつ簡潔に記載することについて、協力を要請する。

③主要企業・代理人の出願審査請求関連情報の提供

企業の業種・業態に応じた独自の知財管理への取組の充実に資するべく、企業の国内外への出願状況、特許取得状況を提供する。出願人の利便性向上のため、弁理士の出願関連活動状況について情報提供を行う。

④出願人に対する働きかけ

出願書類における先行技術情報の開示（特許法第36条による義務）を徹底するよう促すとともに、自社の先行技術による拒絶など、事前の発明の評価が不十分と思われるケースについてデータの収集・分析を行い、出願人にフィードバックする。

外国への出願に当たり必要となる特許出願明細書で誤訳の発生を防止するため、説明会、解説書等を通じて、誤訳を避けるための明細書の用語や文書の平易化・明瞭化を徹底する。

⑤実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度に関し、全国16ヶ所で行われる実務者向け知的財産権制度説明会等を活用し、制度の利用促進に努める。

また、企業との意見交換の場等において、出願・審査請求の厳選等とともに改正実用新案制度の利用を促す。

⑥出願取下・放棄制度（審査請求料金一部返還制度）の利用促進

出願取下・放棄による審査請求料金一部返還制度について、全国16ヶ所で行われる実務者向けの知的財産権制度説明会等で説明するほか、取下・放棄を行うに際しては特許審査着手見通し時期照会の活用を促す。これにより、審査請求済案件について、事業化の見込みやコストの削減の観点を踏まえて権利取得の必要性を慎重に吟味し、審査請求料金一部返還制度を活用し不要な出願の取り下げよう促す。

また、全額を返還することの検討を進めるとともに、企業との意見交換を通じて、本制度の利用促進に努める。さらに、審査着手時期見通し情報の更新を、現在の年2回から4回に増やす。

⑦出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

発明の日（4月18日）における知的財産功労者表彰を活用して、特許審査迅速化に貢献し

た企業、弁理士等を顕彰する。

⑧特定登録調査機関の参入促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度について民間の調査機関等の参入を図るため、登録調査機関制度とともに特定登録調査機関制度の重要性及び関係の手続き等について、更なる周知に努める。

(4)特許審査迅速化に必要な基盤整備

①審査官に対する研修体制の強化

情報・研修館における研修が確実かつ効果的に行われるよう、研修基本計画について必要な見直しを行うとともに、昨年度と同様、同館が行う研修実施計画の策定や研修の実施に関して協力する。

特に、昨年度に引き続き、指導対象者(審査官補)が大幅に増加することから、審査官育成研修の効率向上を図るため、合理化・弾力化した研修カリキュラムの策定等に向けて同館との連携を強化する。

②先行技術調査人材等の育成

情報・研修館が行う調査業務実施者育成研修が適切に行われるよう、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、積極的な協力を行う。

また、同館が弁理士や中小企業等を対象に行う各種人材育成研修についても、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、同様の協力を行う。

③特許情報等の対外提供サービス機能の強化

出願人等が先行技術情報を迅速に検索できるよう、情報・研修館の特許電子図書館（IPDL）において、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、及び審査経過情報へのアクセスの容易化等を実施すべく、その企画立案に協力する。

さらに、審査官が有する先行技術調査ノウハウ(「特許検索ガイドブック」)について、昨年度と同程度の数の分野を公表する。

また、情報・研修館における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権の検索・閲覧サービスを開始する。

④出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、引き続き電子出願の利用を支援する出願アドバイザーの全国展開を図るとともに、知的財産権制度説明会を初心者向けとして50ヶ所、実務者向けとして16ヶ所全国的に開催する。

(5) 国際的な審査協力の推進

① 日米欧の三極特許庁間の審査協力

三極特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用に向けた三極プロジェクト等の協力を進めるとともに、制度・運用の調和に精力的に取り組む。

② 特許審査ハイウェイの推進

海外においても簡易、迅速に権利取得ができるよう、米国との間で7月から特許審査ハイウェイを試行する。また、韓国との間で速やかな試行が行われるよう、引き続き協議を続ける。さらに、その他の国に対しても、特許審査ハイウェイ構想についての検討開始を働きかける。

特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成17年度実施計画の達成状況

平成18年6月

経 済 産 業 省

1. 目標及び達成状況

17年度の実施計画においては「特許出願の一次審査を昨年度を上回る24万件以上行い、これにより、特許出願の審査順番待ち期間を27ヶ月以内にとどめる」ことを目標とし、その実現に努めた。

その結果、一次審査件数は目標件数を上回る約24万5千件となった。また、特許出願の審査順番待ち期間は25.7ヶ月にとどまり、計画を達成することができた。

2. 具体的取組

(1) 審査体制の強化

① 審査官の大幅な増員

20年度までの5年間で500人の任期付審査官の確保を目指し、その2年目として、98人増員し、これにより、通常審査官を含め、115人と大幅に増員した(対16年度比)。また、新たに採用した任期付審査官が即戦力として機能できるよう、小グループ化した上で専門の技術分野から題材をとった集中的な特別研修(年二回)など実務研修の充実を図るとともに、多様な案件の審査をOJTとして経験させる等、審査実務能力を早期に育成した。

また、18年度においても必要な任期付審査官を十分に確保するため、主要各都市において説明会を開く等PR活動を積極的に行うとともに、東京及び大阪において採用試験を実施した。

② 審査官の重点配置

限られた審査体制の中で最大限の効果を確保するため、技術分野の社会的重要性、特許審査順番待ち件数、出願・審査請求動向の見通し、先行技術調査の外注状況等を踏まえて、審査官を必要な分野に重点的に配置した。

③ 審査関連情報の共有化を図るための環境整備

審査官の先行技術調査ノウハウに関する情報をデータベースに蓄積して複数の審査官用端末から同時に利用すること、当該情報の更新を容易に行うことを可能とするシステムの開発を行い、審査関連情報の共有化を進めた。

④ 専門補助職員の活用

専門的な技術知識を有し、審査官を補助する特許審査調査員の業務として、新たに審査官の行う先行技術調査ノウハウをまとめる作業の補助を加えるとともに、所要の人員を確保し

た。

⑤ニーズに応じた柔軟な審査体制の充実

出願人からの早期審査の要請があった6430件全てについて、9ヶ月以内に一次審査結果の発送を行い、目標を達成した。

また、前年度より約2割増の約2万5千件に増加した国際特許出願についても、複数の審査官をグループ化し、ニーズに応じ柔軟に対応できる審査体制を構築することにより、ほぼ全件、条約で定められた所定期限内に国際調査報告の作成を行った。

さらに、全国各地の中小・ベンチャー企業や大学・TLO等の活動を支援するための巡回審査を、目標件数の1500件を上回る2212件実施した。

(2) 審査効率の向上

①先行技術調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

先行技術調査の外注について、登録調査機関の受容能力に応じ、極力1万件以上とすることを目標として拡大に努めた結果、16年度より0.9万件拡大して18.7万件の外注を行った。また、審査効率の高い対話型外注についても、1万件程度の拡大を目標として努めた結果、1.8万件拡大して14.8万件の対話型外注を実施した。

②登録調査機関制度の円滑な運用

登録された3つの調査機関に対し、先行技術調査の外注を行った。

また、登録調査機関への更なる参入を図るため、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知や説明会を実施するとともに、情報・研修館における登録調査機関の調査業務実施者育成研修（登録調査機関調査業務実施者になるための法定研修）において、調査機関及び研修生の負担軽減を図る措置を講じた。

さらに、平成18年度の先行技術調査の外注予定件数を早期に公表することにより、各登録調査機関の受容能力の拡大を促進した。

(3) 出願・審査請求に関する取組

①出願件数上位の企業に対する協力要請

出願上位企業を中心に、予定していた延べ180社を上回る250社以上の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行い、戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の厳選について協力要請を行った。

②日本弁理士会に対する協力要請

日本弁理士会に対して、弁理士が出願人に対して先行技術調査手法を指導すること、明細書等の出願書類を作成するに当たり技術的に簡単・明確な文言を用いて明確かつ簡潔に記載すること、また、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどにつ

いて、協力を要請したところ、弁理士会において先行技術調査手法、出願書類記載を研修で取り扱うとともに、HPの内容を充実するなどの対応がなされた。

③特定登録調査機関の参入促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度が17年4月から施行されたことを受け、民間の調査機関等の参入を図るため、登録調査機関制度とともに特定登録調査機関制度の重要性及び関係の手続き等について、周知に努めた。

④実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度に関し、昨年度に引き続き、全国16ヶ所で行われる実務者向け知的財産権制度説明会等を活用し、制度の利用促進に努めた。

また、企業との意見交換において、出願・審査請求の厳選等とともに改正実用新案制度の利用を促した。

⑤出願取下・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用促進

出願取下・放棄による審査請求料の一部返還制度について、全国16ヶ所で行われた実務者向けの知的財産権制度説明会や企業担当者等との意見交換の場において利用を促したほか、取下・放棄をする際は特許審査着手見通し時期照会の活用を説明した。

また、企業との意見交換を通じて、本制度の利用促進に努めた。

その結果、17年度の一次審査着手前の出願取下げ・放棄件数は約6200件(平成16年度約5700件)となった。

(4)特許審査迅速化に必要な基盤整備

①審査官に対する研修体制の強化

独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修が確実かつ効果的に行われるよう、研修科目の時間配分の見直し、実習科目の充実、OJTの積極的活用など研修基本計画の見直しを行うとともに、同館の研修実施計画の策定や研修の実施に関して協力した。

特に、指導対象者(審査官補)が大幅に増加したことから、審査官育成研修の効果を確保しつつ効率向上を図るため、研修カリキュラムの策定等に関して、同館との連携を強化した。

②先行技術調査人材等の育成

情報・研修館が行う調査業務実施者育成研修が適切に行われるよう、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、カリキュラム作成、テキスト作成、講師等に関する協力を行った。

また、同館が弁理士や中小企業等を対象に行う各種人材育成研修についても、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、同様の協力を行った。

③特許情報等の対外提供サービス機能の強化

出願人等が先行技術情報を迅速に検索できるよう、情報・研修館の特許電子図書館(IPDL)に関連外国出願や審査で用いた先行技術情報等を検索できる機能、特許公報等のPDFファイルを一括ダウンロードする機能を追加すべく、その企画立案に協力するとともに、昨年度同様、特許庁がコンピュータ関連の審査のために作成しているデータベース(CSDB)の中から著作権者の許諾が得られた文献についてIPDLで閲覧可能となるよう、同館に必要なデータを提供した。

また、平成18年1月にインターネットによる登録実用新案公報の発行を開始した。

さらに、審査官が有する先行技術調査ノウハウを外部利用者が容易に利用できるよう加工を行った上で、特許庁ホームページを通じて特許検索ガイドブックとして、13分野(16年度12分野)を公表した。

④出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、昨年度に引き続き電子出願の利用を支援する出願アドバイザーを全国に配置するとともに、初心者向けの知的財産権制度説明会を50ヶ所(参加者:7,488名)、実務者向けに全国16ヶ所(参加者:14,770名)で開催した。

(5)国際的な審査協力の推進

①日米欧の三極特許庁間の審査協力

我が国企業が日米欧において安定した権利を速やかに取得できるよう、審査協力や制度運用の調和とともに、三極特許庁長官会合等において三極特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用の促進について、日本がリードする形で協議を行った。

その一環として、欧米特許庁のサーチ・審査結果の審査に際しての積極的な利用とともに、欧米においても日本のサーチ・審査結果の積極的な利用が図られるよう、「次世代型ドシエ・アクセス・システム」を構築し、運用を開始した。

②アジア地域の知的財産権庁との協力

我が国企業がアジア地域において速やかに安定した権利を取得できるよう、昨年度に引き続き複数国間・二国間会合(経済連携協定交渉等)を通じて、アジア地域に対して法制度の整備や運用の改善を要請した。

また、人材育成、情報化及び審査協力の面から各国の知的財産権関係者の能力構築に関して積極的な支援を行うため、専門家の派遣や研修生の受入れ、現地セミナー・研修の開催、技術協力プロジェクト等を実施した。

昨年度構築した高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network; AIPN)のアジア地域の知的財産権庁での利用促進を図るため、機械翻訳機能の向上、電子マニュアルの作成・配布等を行うとともに、国際的なセミナー等におけるAIPNの積極的PRを行った。